

## 遠賀町公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び遠賀町財務規則（平成 12 年規則第 18 号）第 96 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 8 日

遠賀町長 古 野 修

### I. 入札に付する事項

#### 1 工事の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 工 事 名  | 庁舎防災機能強化(2 階化)工事                                 |
| (2) 工事場所   | 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀地内                                 |
| (3) 工事概要   | 設計図書等を参照してください。                                  |
| (4) 工 期    | 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで                        |
| (5) 予定価格   | 一金 1 6 2, 6 1 0, 0 0 0 円也<br>(消費税及び地方消費税相当額を除く。) |
| (6) 最低制限価格 | 一金 1 4 9, 6 0 1, 0 0 0 円也<br>(消費税及び地方消費税相当額を除く。) |

#### 2 入札参加資格

申請時において次の条件を満たしていること。なお、入札及び契約締結時と同様とする。

- (1) 令和 7・8 年度遠賀町競争入札参加有資格者名簿に建築工事一式で登録されている者。（行政経営課 窓口及び遠賀町ホームページで公表。必ず確認してください。）
- (2) 遠賀町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置規程に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者。
  - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
  - ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める建設業の許可を有し、同法の

定める経営事項審査を受け、公共工事の請負ができる期間内である者。ただし、本工事に係る下請契約の金額の合計が建設業法施行令に定める金額以上となる場合は、特定建設業の許可を有すること。

- (5) 福岡県内に建設業法に定める本社本店、支店、営業所等がある、Aランクに該当する者。（入札参加資格確認申請時の総合評価点 940 点以上）又は、建設業法に定める本社本店、支店、営業所等が、遠賀町内にあるBランク以上に該当する者。（入札参加資格確認申請時の総合評価点 720 点以上）
- (6) 令和 2 年 4 月 1 日以降に、単体元請で契約金額 1 億円以上の建築工事を受注施工し、完成させたことが証明できる者。
- (7) 建設業法で定めのある技術者を本工事に配置できる者であること。なお、当該技術者は、申請時において 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的雇用関係にあること。
- (8) 当該工事に係る設計業務等の受託者と資本、人事面において関連がある建設業者でないこと。設計業務の受託者は、株式会社西島建築設計事務所。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 有資格者の役員等（法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者。
  - ② 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていたと認められる者。
  - ③ 暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団、暴力団関係者が経営又は運営に関与していると認められる法人、団体等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
  - ④ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
  - ⑤ 暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者。

### 3 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

#### (1) 入札手続に関すること

遠賀郡遠賀町大字今古賀 5 1 3 番地  
遠賀町役場 行政経営課 管財係

電話番号 093-293-1300

FAX番号 093-293-0806

E-mail [gyouseikeiei@town.onga.lg.jp](mailto:gyouseikeiei@town.onga.lg.jp)

(2) 工事に関すること

遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

遠賀町役場 行政経営課 管財係

電話番号 093-293-1300

FAX番号 093-293-0806

E-mail [gyouseikeiei@town.onga.lg.jp](mailto:gyouseikeiei@town.onga.lg.jp)

4 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加しようとする者は、所定の期日までに遠賀町電子入札システム（以下「システム」という。）により条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。システムが使用できない場合は、紙の申請書を提出する（以下「紙申請」という。）こと。

(2) 受付期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月22日（木）までの以下の時間  
（土・日曜日及び祝日を除く）

電子申請 8時から22時まで

紙申請 9時から17時まで

(3) 紙申請の受付場所

3の(1)の部署とする。

(4) 資料の内容

- ① 同種・類似工事等の施工実績調書・・・様式第2号
  - ② 前号の施工実績を確認できる書類（履行証明書等）
  - ③ 配置予定技術者調書（複数の申請可）・・・様式第3号
  - ④ 前号に記載した配置予定技術者の3ヶ月以上の雇用が確認できる書類
  - ⑤ 建設業の許可が証明できる書類（写し可）
  - ⑥ 最新の経営事項審査の写し
  - ⑦ 誓約書
- (5) 入札参加資格の確認の結果は、入札参加資格確認通知書により令和7年5月29日（木）までに通知する。ただし、紙申請をした者には令和7年5月29日（木）までに発送するものとする。
- (6) 申請書及び資料の受付配布等
- ① 申請書及び資料等の配布は、この公告の日から令和7年5月22日（木）

まで、遠賀町ホームページ及び入札情報公開システムにて行う。

- ② 申請及び資料作成にかかる費用は、申請者の負担とする。
- ③ 紙申請をする者は、申請の際に、入札参加資格確認通知書を送付するための返信用封筒を提出すること。また、申請書等は説明のできる者が持参すること。

#### 5 入札の参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 審査の結果、入札の参加資格を有しないと認められた者は、入札参加無資格理由の説明を求めることができる。
- (2) 説明を求める場合は、令和7年6月6日（金）の17時までにシステムの説明要求ページより申請しなければならない。なお、紙による説明要求申請は持参とし、提出先は3の(1)の部署とする。
- (3) 説明を求められたときは、令和7年6月12日（木）までに説明を求める者に対して、入札参加無資格理由説明書により回答するものとする。

#### 6 設計図書等の閲覧及び配布

- (1) 本工事に係る設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び配布を次のとおり行う。

##### ①期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月22日（木）までの土・日曜日及び祝日を除く、6時から23時まで

##### ②閲覧及び配布方法

設計図書等の配布は、入札情報公開システムにより行うものとし、閲覧に必要なパスワードは、入札参加資格確認申請受付時に通知するものとする。

#### 7 設計図書等に関する質疑及び回答

- (1) 入札参加資格確認通知書により参加資格を有すると認められた者は、本工事の内容についての質疑を、システムの説明要求ページに入力して提出すること。（※質疑事項がない場合もその旨入力すること。）入札を紙で行う者（以下「紙入札業者」という。）は、提出日までに質疑書をFAXで提出（質疑事項のない者も）した後、原本を入札書に同封して3の(1)の部署に提出すること。

##### ①提出日

令和7年6月12日（木）の10時まで

- (2) 質疑に対する回答は、令和7年6月20日（金）の17時までにシステム

の説明要求ページに掲載して行う。ただし、紙入札業者にはFAXにて行うものとする。

## 8 入札及び開札

### (1) 日時

#### ① 入札書受付開始日時

令和7年6月30日（月）午前8時30分

#### ② 入札書提出締切日時

令和7年7月1日（火）午前9時59分

#### ③ 開札予定日時

令和7年7月1日（火）午前10時00分

### (2) 入札の方法

① 入札書は、(1) ②に示した日時までに、システムに入札金額及び電子くじ番号を登録して提出すること。

② システムが使用できない場合は、紙入札方式参加届出書（遠賀町電子入札実施要綱様式第1号）を(1) ②に示した日時までに、3の(1)の部署に提出すること。

③ 紙入札業者は、入札金額及び電子くじ入力番号を記載した紙入札用入札書（様式第2号。以下、「紙入札書」という。）を、工事費内訳書とともに封筒に入れて封印し、(1) ②に示した日時までに、3の(1)の部署に提出すること。

④ 入札回数は、1回とする。

⑤ 入札参加者全員が辞退したときは入札を中止する。

⑥ 入札保証金は、免除する。

⑦ 入札参加業者数及び入札者名の入札前における事前公表は行わない。  
落札後に公表する。

⑧ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札額とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑨ 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した、工事費内訳書（設計書の1～7ページの内容を記載）を提出すること。

※ 提出しない場合は、入札に参加することができない。

⑩ 工事費内訳書には提出者の住所氏名を記載し、自社様式で作成する場合は、項目内容を合わせて作成すること。

- ⑩工事費内訳書で違算等があり不明瞭であっても、入札書の入札金額とこれに対応する内訳書の工事金額が同じであればこれを認め、入札金額の総額表記を最優先とする。
- (3) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
- ①法令又は入札に関する条件に違反したとき。
  - ②所定の日時まで所定の場所に到着しない入札
  - ③ICカードを不正に取得した者がした入札、または、不正の目的を持ってICカードを使用した入札
  - ④同一事項の入札について、電子入札と紙入札を二重にした入札
  - ⑤同一事項の入札について、2通以上の紙入札書を提出したとき。
  - ⑥公表する予定価格を上回る入札
  - ⑦最低制限価格を下回る入札
  - ⑧内訳書の添付がない入札、または添付された内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く。）と入札金額が一致しない入札
  - ⑨紙入札書に入札者の記名押印がないとき、または入札金額が訂正されているとき。
  - ⑩紙入札書の記載事項について判読できないとき。
  - ⑪入札者が協定して入札したと認められるとき。
  - ⑫入札参加資格があると確認された者であっても、入札の際において入札参加資格が無いと認めた者の入札。
- (4) 落札の決定
- 予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ただし、最低の価格が2者以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじにより落札者を決定する。
- また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

## 9 契約の締結

- (1) 本入札は、町議会の議決を要するため、町と落札者は、入札後速やかに仮契約を締結するものとし、町議会の議決を経たのち、本契約に移行するものとする。
- (2) 町は、議会議決の連絡を文書により落札者へ連絡するものとし、落札者は、連絡後速やかに契約保証金を預託しなければならない。
- (3) 議会の議決が得られない場合には仮契約を無効とする。このとき落札者は町に対し、損害の請求をすることはできない。

## 10 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を現金及び小切手（銀行振出分）により納めなければならない。ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される履行保証保険証券等の提出をもって、これに代えることができる。

## 11 支払いの条件

### (1) 前払金

受注者は、前払金保証事業会社と保証契約を締結した場合に限り、請負代金相当額の40%以内において請求することができる。

### (2) 中間前払金

受注者は、前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結した場合に限り、請負代金相当額の20%以内において請求することができる。

## 12 その他

(1) 現場説明会は、実施しない。

(2) 提出された資料は、返却しない。

(3) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。

① 工事等の一部を下請による施工とする場合は、できる限り遠賀町内に本店、支店等の営業所を有する業者へ発注するように努めること。

② 下請発注に際しては、適正な価格で請け負わせ、下請代金を適正な時期に支払う等、建設業法等の関連法令を厳守すること。

③ 工事の施工に必要な資材、機械等の購入や借入れ並びに物品等の購入は、できる限り遠賀町内に本店、支店等の営業所を有する業者へ発注するように努めること。

## II. 施工に付する事項

### 1 提出書類

請負業者は、工事監理に必要な書類を速やかに提出すること。

### 2 施工計画

- (1) 工事前に全ての施工計画書、仮設図等を作成し、発注者及び監督員の承諾を得ること。
- (2) 設計図書、共通仕様書、工事打合せ簿、材料搬入簿等は工事事務所に常備すること。
- (3) 工事前仮設電気、用水等は工事現場まで引込むこととし、その費用は請負業者の負担とする。

### 3 防火設備

仮設建物内には、消火器等の防火設備を常備すること。

### 4 下請人及び資材等

各資材、製品、使用材料、下請事業者等は工事着手前にリストを作成し、発注者及び監督員に提出し承諾を得ること。

※下請負業者への一括下請は禁止する。

### 5 軽微な変更

設計内容を変更する場合は監督員と事前に協議を行うこと。また、軽微なものについては工事費の増減は行わないものとする。

### 6 仮囲い及び工事進入路

監督員との協議により、工事期間中の安全対策を考慮し、仮囲いや安全施設等の位置・範囲を決定すること。

### 7 道路について

本工事と道路工事等施工箇所が近接する場合、各業者間で協議を行い、一般交通へ支障が生じないよう安全対策を講じること。また、業者間で協議の上、その費用についても負担すること。

### 8 諸官庁への手続き

関係諸官庁への手続きが必要なことは、請負業者の責任において行うこと。

### 9 現場代理人及び技術者の配置

請負業者は、建設業法に基づき本工事を代理して取り締まる現場代理人及び技術上の監理をする技術者（建設業法に基づく資格者）を指定し、配置すること。

### 10 その他注意事項

- (1) 工事中に工事範囲外の箇所に損傷を与えたときは、必ず原形まで復旧すること。
- (2) 工事場所近隣に対する交渉等は請負業者の責任において行い、また、本工事に起因する苦情補償等が発生した場合は請負業者の責任と負担のもとに誠意をもって解決すること。
- (3) 公用施設内の工事のため、施設利用者並びに関係者の安全対策に万全を期すこと。
- (4) 工事施工に際して、安全対策、公害等には十分注意を払い、仮囲い等にて工事部分を区画し、近隣住民の迷惑にならないよう配慮すること。また、現場事務所、工事進入路等を考慮した仮設計画図及び工程表作成の上、監督員と打ち合わせ承諾を得て、工事に着手すること。
- (5) 役場行事や議会開催時の工事制限等があるため、町係員及び管理者と協議の上、工程表を作成し、効率的な施工に努めること。(図面番号A-53参照) また、庁舎利用者の安全を確保するため、作業の内容によっては、土日祝日の工事等配慮が必要となる。
- (6) 工事関係車輛については危険防止に最善の努力を行い、道路等を汚した場合は清掃すること。庁舎利用者車両の進行を優先し、決められた場所に駐車すること。
- (7) 産業廃棄物処理に際しては、マニフェストを提出すること。また、廃棄物を処理場で確認の上、写真撮影すること。
- (8) 本工事と関連設備工事等施工箇所が近接する場合、各業者間で協議を行い、工程等を調整の上、協力して工事を行うこと。
- (9) 竣工後、工事写真や完成図書等を速やかに提出すること。なお、竣工図はCADデータ(JW-CAD)で提出すること。
- (10) 建設業退職金共済組合掛金収納書を提出すること。
- (12) 本工事は起債事業であるため、申請等に係る資料作成に協力すること。
- (13) その他質疑のある場合は、監督員と協議の上その指示に従うこと。